

事務連絡
平成23年3月23日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の
一部負担金等の取扱いについて（その4）

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その4）」（平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「改正医療課事務連絡」という。（別添））のとおり改正され、「主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨」及び「主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨」を申し立てた場合も対象とされたので、下記の点において特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

記

- 1 改正医療課事務連絡に基づき追加された対象者も含め、保険医療機関等において一部負担金の支払を猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除していただきたいこと。

※ なお、追加された対象者も含め、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び保険外併用療養費に係る自己負担額の免除については、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）と同様に、保険者において可能とするための立法措置を検討しており、さらに一部負担金等の免除額については、阪神・淡路大震災に対処するために講じた措置に準じて、保険者への特別調整交付金等による財政支援を検討していること。

- 2 改正医療課事務連絡では、災害救助法の適用市町村からの転入世帯についても一部負担金等の支払を猶予することができるとしており、また、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について」（平成23年3月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課連名事務連絡）において転入者に係る一部負担金を免除していただきたい旨を示しているところであるので、遺漏なく対応をしていただきたいこと。

3 改正医療課事務連絡の1の(2)の①から⑤までに準じる者として保険者が認めた場合には、保険者の判断により一部負担金を免除していただきたいこと。